

中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会とは

- 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を関連制度の適切な活用を促すとともに、地方公共団体等における用地取得業務に関して、助言、指導その他の支援を行うことにより、円滑な公共用地の取得等の促進に寄与することを目的として、平成31年2月に設立されました。

■ 開催概要

内 容：連携協議会の事業計画の一つとして、公共用地の取得等に伴い、所有者不明土地に直面する市町村等の用地業務に携わる職員に対して、所有者不明土地法を含む関連する公共用地取得の諸制度の普及・啓発を目的として、研修会を行いました。協力会員である各士業団体より研修会の講師を派遣していただきました。

	日時	場所	出席者	講師（協力会員）
岐阜県	令和元年10月7日(月)14:45～16:15	OKBふれあい会館 講堂	約70名	補償コンサルタント協会
静岡県	令和元年10月16日(水)10:30～16:15	静岡県庁 会議室	約70名	弁護士会・土地家屋調査士会
愛知県	令和元年10月17日(木)13:15～16:45	愛知県自治研修所 講堂	約90名	不動産鑑定士協会・行政書士会
三重県	令和元年9月18日(水)10:00～12:00	三重県庁 講堂	約80名	司法書士会

■ 研修会の様子



岐阜県
(補償コンサル
タント協会)



静岡県
(弁護士会・土地家屋調査士会)



愛知県
(不動産鑑定士協会・行政書士会)



三重県
(司法書士会)

